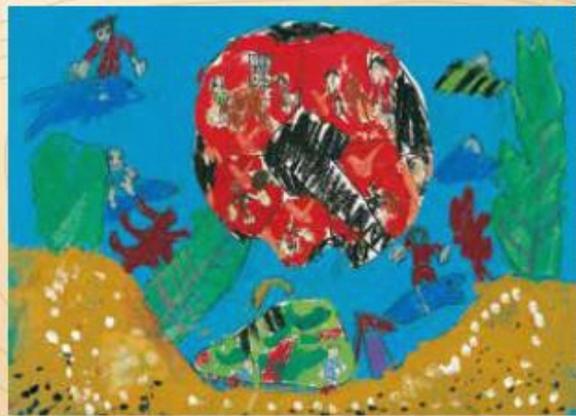
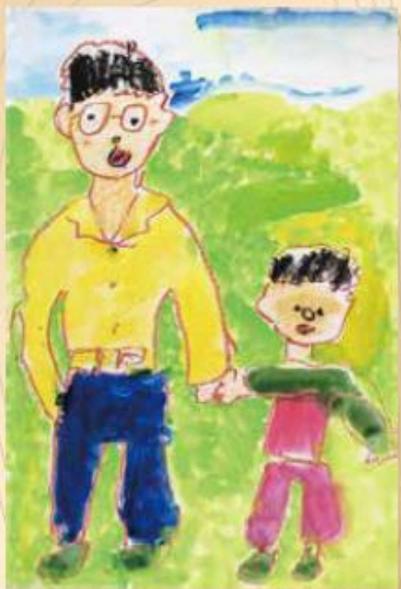
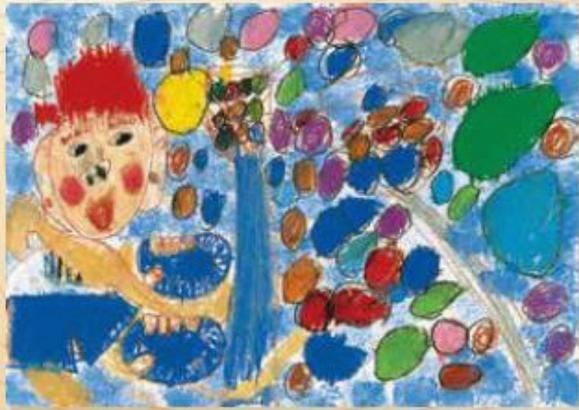


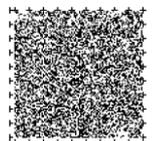
かす が し しょう
春日市障がい者

あたたかプラン

だい じ かす が し しょう しやふく し ちよう き こうどうけいかく
第5次春日市障がい者福祉長期行動計画

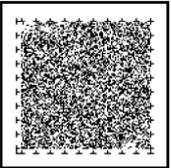


れい わ ねん がつ
令和2年 3月



ページ はくし

(この頁は白紙です)



はじめに

この計画は、障がいのある人
を支援するさまざまな取組や
サービスをより良くするために、
作りました。



これからも、障がいのある、ないにかかわらず
すべての市民のみなさまが、地域の中で安心して
生活できるようなまちづくりを進めていきます。

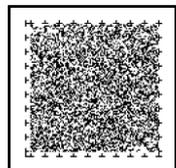
令和2年3月

かすがしちょう いのうえ すみかず
春日市長 井上 澄和



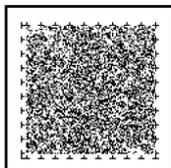
春日市ブランドイメージ

みんなで
春をつくろう

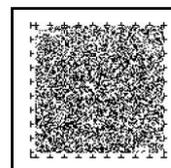


もくじ

だい しょう けいかく 第1章 計画のあらまし.....	1
1. この計画を作るきっかけ	1
2. だれのためにこの計画を作るのか	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間.....	6
5. 計画を検討した会議	7
だい しょう けいかく め ぎ すがた 第2章 この計画で目指す姿	8
1. 私たちが目指す春日市の姿	8
2. 計画の方針.....	9
3. 計画の目標.....	10

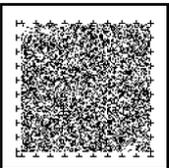


だい しょう もくひょう かだい とりくみ	第3章 目標ごとの課題と取組	11
ちいき せいかつ	1. 地域での生活	13
けんこう く	2. 健康に暮らすこと	17
がっこう げいじゅつかつどう	3. 学校や芸術活動、スポーツ	21
はたら	4. 働くこと	24
す せいかつ ばしょ よ	5. 住まいや生活する場所を良くすること	27
じょうほう つた	6. 情報を伝えること	30
あんぜん く	7. 安全に暮らすこと	33
しょう ひと けんり まも	8. 障がいのある人の権利を守ること.....	36
し やくしょ せんきょ はいりよ	9. 市役所や選挙などでの配慮	39
だい しょう けいかく すす かた	第4章 計画の進め方.....	42
ようご せつめい	用語の説明	43



ページ はくし

(この頁は白紙です)



だい しょう けいかく 第1章 計画のあらまし

1. この^{けいかく}計画^{つく}を作るきっかけ

へいせい ねん しょうがいしゃきほんほう あらた しょうがいしゃけいかく
平成16年に障害者基本法が改められ、障害者計画をつ

ぎむか
くることが義務化されました。

へいせい ねん しょう ひと たい ぎゃくたい りゆう
平成24年には、障がいのある人に対する虐待（理由なく

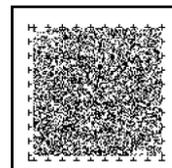
むし てだす かって かね つか
たく、無視する、手助けしない、勝手にお金を使うなど、

こころ からだ ふせ しょう ひと かぞく
心と体がきずつくこと）を防ぎ、障がいのある人や家族

しえん やくそく ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがいしゃ
への支援を約束する法律【障害者虐待防止法（障害者

ぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん
虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

ほうりつ
法律)】ができました。



へいせい ねん しょう ひと せいかつ
平成25年には、障がいのある人がもっと生活しやすくな

いえ く がっこう しごと しえん
るよう、家での暮らしや学校、仕事などをまとめて支援する

ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
法律【障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活

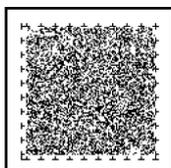
そうごうてき しえん ほうりつ
を総合的に支援するための法律)】ができました。

へいせい ねん にほん しょうがいしゃけんりじょうやく むす
平成26年には、日本は「障害者権利条約」を結びました。

じょうやく まも しょう ひと せいかつ
この条約を守るために、障がいのある人が生活しやすくす

るためのさまざまな決まりをつくっていくことになりました

た。



へいせい ねん しょう りゆう きべつ とくてい ひと たい
平成28年には、障がい者を理由に差別（特定の人に対し、

ほか ひと ちが あつか きんし ほうりつ しょうがいしゃ
他の人とは違う扱いをすること）を禁止する法律【障害者

さべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する

ほうりつ
る法律）】がはじまりました。

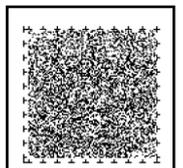
しょう ひと かんきょう ねんねん
このように、障がいのある人のまわりの環境は、年々

か へんか たいおう かすがし
変わっていきます。この変化に対応するため、春日市で

へいせい ねん つく だい じかすがし しょうがいしゃふくし ちょうきこう
は、平成27年に作った「第4次春日市障害者福祉長期行

どうけいかく みなお あたら けいかく れいわ ねんど
動計画」を見直し、新しい計画を令和2年度からスタート

することになりました。



2. だれのためにこの^{けいかく}計画^{つく}を作るのか

これまで、主^{おも}に障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}手^て帳^{ちやう}を持^もっている人^{ひと}に向^むけて取^{とり}組^{くみ}

を^{かんが}考^{かんが}えて^てき^{ちやう}ま^もした。し^{ひと}か^{なか}し、手^て帳^{ちやう}を持^もって^もい^もない^も人^{ひと}の中^{なか}に

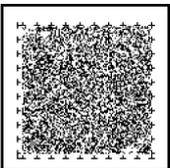
も、社^{しゃ}会^{かい}と^{かか}の関^{かん}わり^{わり}の中^{なか}で生^いき^いづ^いら^いさ^いを感^{かん}じて^てい^てる^て人^{ひと}がた^たく

さん^{かんが}い^いる^るの^ので^では^はと考^{かんが}え^えて^てい^いま^ます。

た^びと^びえ^えば、病^び院^{いん}で^でみ^みて^ても^もら^らっ^っても^も原^{げん}因^{いん}が^わ分^わか^から^らず^ず手^て帳^{ちやう}を

持^もつ^つこ^こと^とが^が難^{むず}しい^い場^ば合^{あい}も^もあ^あり^りま^ます。し^{ひと}か^かし、そ^その^のよ^よう^うな^な人^{ひと}

も^も計^{けい}画^{かく}の^{たい}対^{しょう}象^{しょう}と^として^{して}こ^この^の計^{けい}画^{かく}を^{つく}作^{つく}り^りま^ました。



3. 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に定められた「当該市町村に

おける障害者のための施策（計画を実行に移すこと）に関

する基本的な計画」です。

春日市の障がいのある人のまわりの環境の整備を計画的

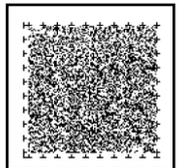
に進めるとともに、地域の人や事業者、団体が積極的な活動

を行うための、よりどころとなる計画です。

「第5次春日市総合計画」をはじめ、「春日市地域しあわ

せプラン2016」など、市で作っている他の計画や、国、県

の計画も参考にして作りました。



4. 計画の期間

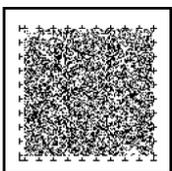
この計画は、令和2年度から令和8年度までの、7か年

計画とします。

ただし、障がいのある人にかかわる国の法律の見直し

や、制度に変更があった場合は、その状況に応じて、こ

の計画を見直します。



5. 計画を検討した会議

計画を作るにあたって、計画の内容を検討する会議（第

5次春日市障害者福祉長期行動計画検討協議会）を設置

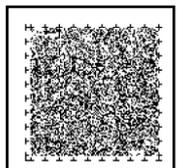
し、話し合いました。

会議には、保健、医療、福祉に詳しい人や、障がい者

団体の人、当事者を代表する人などが委員として参加しま

した。また、地域の代表者も参加しました。会議で出たた

くさんの意見を活かし計画を作りました。



第2章 この計画で目指す姿

1. 私たちが目指す春日市の姿

今回の計画の見直しにあたっては、「第4次春日市障害者

福祉長期行動計画」の考え方を受け継ぎました。

私たちが目指す春日市の姿

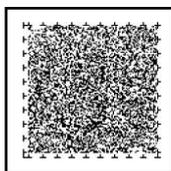
障がいのある、ないにかかわらず、すべての人がお互

いの人権や尊厳を大切にし、地域で支え合いながら生

き生きとした人生を送ることができる社会

人権 = 私たちが幸せに暮らしていくための権利

尊厳 = その人の人格を尊いものと認め敬うこと



2. 計画の方針

この計画は、「第4次春日市障害者福祉長期行動計画」に

書かれている基本目標の考え方をふまえ、次にあげる方針

のもとで作りました。

障がい者のことは

障がい者自身で

決められるようにする

障がいのあることで

差別されないようにする

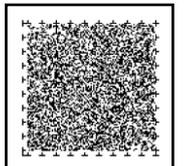
障がい者の立場に

立って支援する

障がいのある、ないに

かかわらず、地域とともに

学び暮らせるようにする



3. 計画の目標

「^{わたし}私^{めざ}たちが^{かすがし}目指す^{すがた}春日市の^{じつげん}姿」を実現するためには、さ

まざまな^{ぶんや}分野に^{とりくみ}わたって^{かんが}取組を^{かんが}考えなくてはなりません。

そこで、^{くに}国や^{けん}県の^{けいかく}計画を^{さんこう}参考に、^{つぎ}次に^{ぶんや}あげる^{もくひょう}9分野の^{もくひょう}目標

^きを決めました。

1. ^{ちいき}地域^{せいかつ}での生活

2. ^{けんこう}健康^くに暮らすこと

3. ^{がっこう}学校^{げいじゅつかつどう}や芸術活動、スポーツ

4. ^{はたら}働くこと

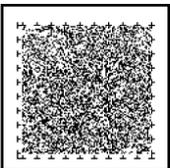
5. ^す住まい^{せいかつ}や生活する^{ばしょ}場所を^よ良くすること

6. ^{じょうほう}情報^{つた}を伝えること

7. ^{あんぜん}安全^くに暮らすこと

8. ^{しょう}障がいのある^{ひと}人の^{けんり}権利を^{まも}守ること

9. ^{しやくしよ}市役所^{せんきよ}や選挙^{はいりよ}などでの配慮



第3章 目標ごとの課題と取組

障がいのある人が、住み慣れた家庭や地域で生活を送る

ためには、さまざまな課題があります。行政のサービスだ

けでなく、本人や家族、地域（となり近所の人や自治会）、

事業所（福祉事業所や社会福祉協議会など）に対して期待す

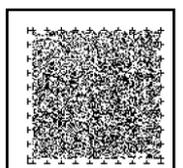
ることについても書いています。

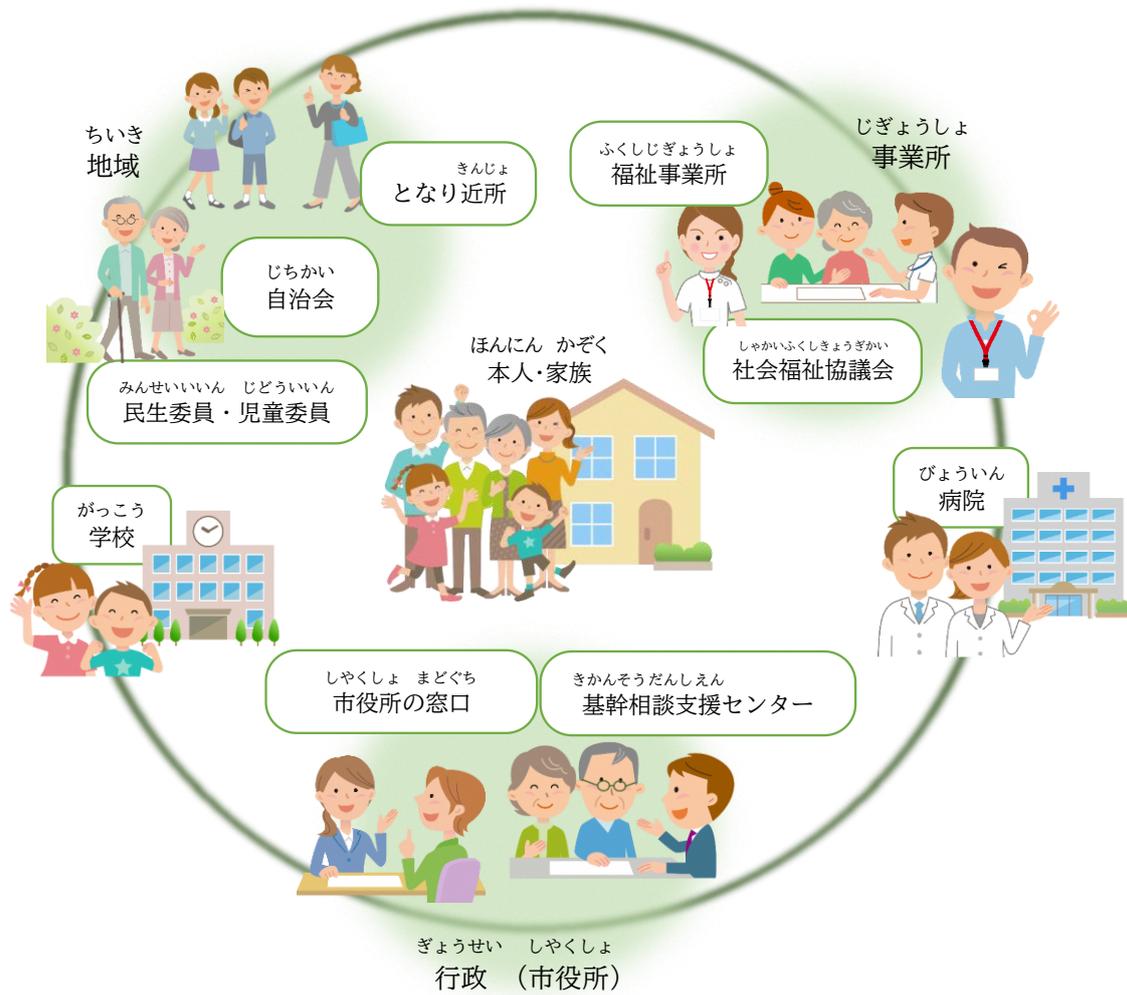
なお、この計画は長期的な行動計画であり、市がどのよう

な考えのもとで、どのようなことをしていくのかを長い目

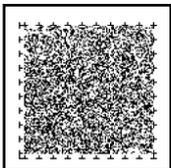
で見た計画となります。具体的な取組については、別冊の

「行政の取組」に書いています。





ほんにん かぞく ちいき じぎょうしよ ぎょうせいなど
 本人や家族、地域、事業所、行政等のイメージ図



1. 地域ちいきでの生活せいかつ

地域ちいきで生活せいかつしていると、さまざまこまな困りごとふあんや不安おもに思う

ことがあります。そのようなときに、気軽きがるに相談そうだんする人ひとがい

ない場合ばあい、困りごとこまが解決かいけつしないまま、ひとりもんだいで問題もんだいをかか

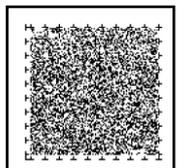
えていかなくてもなりません。

地域ちいきのつながりむかしは昔くらに比べるとうすくなっています。

近所きんじょどうし同士ふだんで普段かいわから会話こまをしたり、困ったたすときに助けもとを求め

たりする関係かんけいがなくなってくると、いざなというときに地域ちいきで

孤立こりつしてしまいます。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

こま はや きんじょ ひと し
困ったことがあればできるだけ早く、となり近所の人、市

まどぐち みんせいいいん じどういいん せいかつ ふくし そうだん
の窓口、民生委員・児童委員（生活や福祉などについて相談

ちいき ひと そうだん たす もと ところ
できる地域の人）などに相談して助けを求めるように心が

ふだん きんじょ ひと も
けましょう。普段から、となり近所の人たちとつながりを持

あんしん
っておくとさらに安心です。

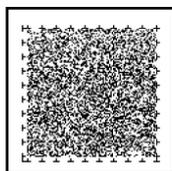
ちいき きたい
【地域に期待すること】

ちいき ひと ふだん きんじょ ひと かいわ
地域の人、普段からとなり近所の人とあいさつや会話をす

かんけい たす あ
るなどの関係をもっておくことで、いざというときに助け合う

おも きんじょ き ひと こま
ことができると思います。となり近所で気になる人や困ってい

ひと ばあい ひつよう おう し まどぐち みんせいいいん じどういいん
る人がいた場合、必要に応じて市の窓口や民生委員・児童委員



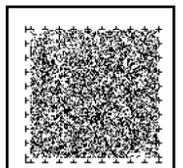
れんらく
に連絡してください。

じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

こま ふあん しょう ひと そうだん
困りごとや不安がある障がいのある人の相談にのって
ください。

ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

み ちか そうだん ひと し そうだん
たとえ身近に相談できる人がいなくても、市には相談でき
る窓口があります。何か困ったことがあれば連絡してくださ
い。耳に障がいのある人、目に障がいのある人など、どの
ような障がいがあっても相談できるように配慮しています。



しょう しゃ かぞく せいかつそうだん
障がい者と家族の生活相談

かすがしやくしよ ふくししえんか しょう たんとう
春日市役所 福祉支援課 障がい担当

あさ じ ぶん ゆうがた じ
朝8時30分から夕方5時まで

ど にち しゅくじつ ねんまつねんし やす
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

でんわ
電話：092-584-1127

FAX：092-584-1154

メールアドレス：fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp

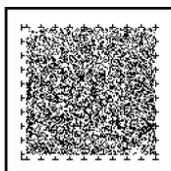
しょう ひと く
障がいのある人が暮らしやすいように、さまざまなサー

う
ビスを受けられるようにします。

また、サービスを受ける条件に当てはまらず、サービス

う う ひと べつ ほうほう かんが
を受けたくても受けられない人がいれば、別の方法を考え

かいけつほうほう いっしょ かんが
たり、解決方法がないか一緒に考えたりします。



2. 健康けんこうに暮くらすこと

う しょう ひと う あと しょう
生まれたときから障しょうがいのある人も、生まれた後うに障しょうが

しょう ひと はや
いが生しょうじる人もいます。どちらであつても、できるだけ早はや

てきせつ たいおう たいせつ とく せいかつしゅうかん
く、適切てきせつな対応たいおうをすることが大切たいせつです。特に、生活習慣せいかつしゅうかんか

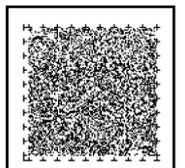
しょう しょう ばあい よぼう たいせつ
ら生しょうじる障しょうがいの場合ばあいは、予防よぼうが大切たいせつです。

しょう ひと おお しょう けんこうめん もんだい
障しょうがいのある人ひとの多くおおは、障しょうがいのために健康面けんこうめんの問題もんだい

なが あいだりょうよう やす
をかかえています。また、長い間なが療養あいだりょうようする（からだを休め

びょうき ばあい せいしんてき つか かね
て病氣びょうきをなおすこと）場合ばあいは、精神的せいしんてきに疲れたり、お金かねがた

じょうきょう
くさんかかったりする状じょうきょう況きょうになりがちです。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

こ はったつ き なや
お子さんの発達が気になったら、ひとりで悩んだりかかえ

ちい みちか そうだんまどぐち はや
こんだりしないで、小さなことでも身近な相談窓口に早めに

そうだん
相談しましょう。

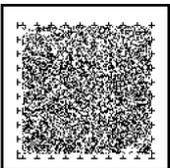
ちいき きたい
【地域に期待すること】

びょうき よぼう びょうき はや み
病気を予防したり、病気を早めに見つれたりするために、

みちか ひと さそ けんこうしんさ い せいかつ
身近な人と誘いあって健康診査に行きましょう。また、生活

しゅうかんびょう とうようびょう のうそっちゅう よぼう ちいき
習慣病（糖尿病や脳卒中、がんなど）の予防に地域ぐ

つと
るみで努めましょう。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

しょう ひと けんこう じょうほう ていきょう
障がいのある人に健康づくりのための情報を提供しま

しょう。

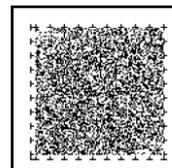
ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

しょう ひと けんこう しょう ふくし
障がいのある人の健康のために、障がい福祉サービスや

ほけん ていきょう とく しょう ひと こうれい
保健サービスを提供します。特に、障がいのある人が高齢

になることで しょう ていど おも たいおう
障がいの程度が重くならないよう、対応して

いきます。



また、^{しょう}障^{ひと}が^{じりつ}いの^{せいかつ}ある^{せい}人が自立した生活をおくることがで

きるよう、^{いりょうひ}医療^{いちぶ}費^{じよせい}の一部を助成します。

^{しょう}障^{びょうき}が^{とく}い^{せいかつしゅうかんびょう}につな^{よぼう}がる^{よぼう}ような^{よぼう}病^{よぼう}気^{よぼう}、^{よぼう}特^{よぼう}に^{よぼう}生^{よぼう}活^{よぼう}習^{よぼう}慣^{よぼう}病^{よぼう}を^{よぼう}予^{よぼう}防^{よぼう}

^{けんこう}する^{けんこうしんさ}ための^{ほけんしどう}健^{ほけんしどう}康^{ほけんしどう}づ^{ほけんしどう}く^{ほけんしどう}り^{ほけんしどう}、^{ほけんしどう}健^{ほけんしどう}康^{ほけんしどう}診^{ほけんしどう}査^{ほけんしどう}・^{ほけんしどう}保^{ほけんしどう}健^{ほけんしどう}指^{ほけんしどう}導^{ほけんしどう}を^{ほけんしどう}し^{ほけんしどう}ま^{ほけんしどう}す^{ほけんしどう}。

^{なんびょう}難^{びょうき}病^{げんいん}（^{げんいん}病^{びょうき}気^{びょうき}にな^{びょうき}った^{びょうき}原^{びょうき}因^{びょうき}が^{びょうき}わ^{びょうき}か^{びょうき}ら^{びょうき}ず^{びょうき}、^{びょうき}な^{びょうき}お^{びょうき}り^{びょうき}に^{びょうき}く^{びょうき}い^{びょうき}病^{びょうき}気^{びょうき}）

^{ひと}の^{なんびょう}人^{おう}につ^{はいりよ}いて^{しょう}は、^{しょう}そ^{しょう}れ^{しょう}ぞ^{しょう}れ^{しょう}の^{しょう}難^{しょう}病^{しょう}に^{しょう}応^{しょう}じ^{しょう}て^{しょう}配^{しょう}慮^{しょう}し、^{しょう}障^{しょう}が^{しょう}い^{しょう}

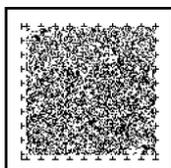
^{ふくし}福^{ていきょう}祉^{ていきょう}サ^{ていきょう}ー^{ていきょう}ビ^{ていきょう}ス^{ていきょう}を^{ていきょう}提^{ていきょう}供^{ていきょう}し^{ていきょう}ま^{ていきょう}す^{ていきょう}。

^{はったつ}発^き達^こが^{けんこうしんさ}気^{けっか}にな^{けっか}る^{けっか}子^{けっか}ど^{けっか}も^{けっか}に^{けっか}つ^{けっか}い^{けっか}て^{けっか}は、^{けんこうしんさ}健^{けんこうしんさ}康^{けんこうしんさ}診^{けんこうしんさ}査^{けんこうしんさ}な^{けんこうしんさ}ど^{けんこうしんさ}の^{けんこうしんさ}結^{けんこうしんさ}果^{けんこうしんさ}を^{けんこうしんさ}

^{はや}ふ^{りょういく}ま^{しょう}え^こて、^こな^こる^こべ^こく^こ早^こく^こ療^こ育^こ（^こ障^こが^こい^この^こあ^こる^こ子^こど^こも^この^こた^こめ^こ

^{おこな}に^{いりょう}行^{ほいく}う^{よういく}医^と療^くと^{てきせつ}保^{しえん}育^{しえん}・^{しえん}養^{しえん}育^{しえん}）^{しえん}な^{しえん}ど^{しえん}に^{しえん}取^{しえん}り^{しえん}組^{しえん}み^{しえん}、^{しえん}適^{しえん}切^{しえん}な^{しえん}支^{しえん}援^{しえん}を^{しえん}

^{おこな}行^{おこな}い^{おこな}ま^{おこな}す^{おこな}。



3. 学校や芸術活動、スポーツ

障がいのある、ないにかかわらず、すべての子どもが一緒

に学校で学べるのが大切です。しかしながら、現在の学校

はどのような障がいのある子どもでもすべて受け入れられ

るような準備が整っているとはいえません。

一人ひとりの子どもの特性(その人ごとの性質)をふまえ、

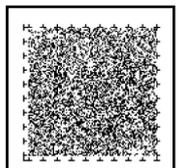
すべての子どもが共に学べる環境の整備に努めていく必要

があります。

また、障がいのある人が芸術(絵や音楽などで自分を

表現すること)、スポーツ、レクリエーションを行うため

の環境をつくっていくことも求められています。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

しょう じぶん
障がいのあることで自分がやりたいことをあきらめずに、

せっきょくてき べんきょう きょういく げいじゆつ
積極的に勉強、教育、芸術、スポーツ、レクリエーショ

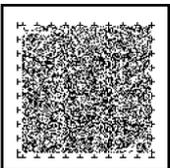
と く
ンなどに取り組みましょう。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

しょう ひと ちいき りかい しょう
障がいのある人を地域のみなさんが理解して、障がいの

あまな さんか
ある、ないにかかわらず、学んだり参加したりできるような

とりくみ かんが
取組を考えましょう。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

しせつ りよう しょう ひと か え
施設のスペースを利用し、障がいのある人の書いた絵な

どを、みんなに見てもらおう機会をつくりましょう。

ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

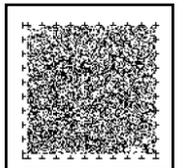
こ ひとり しょう じょうたい きょういく う うえ
子ども一人ひとりの障がいの状態や教育を受ける上で

ひつよう おう がっこうほんにん ほごしゃかん はな あ
必要なことに応じて、学校と本人・保護者間でよく話し合っ

てできるだけの配慮をします。

しょう ひと げいじゆつ
障がいのある人が、芸術、スポーツ、レクリエーション

などに取り組むことができるよう、環境づくりに努めます。



4. 働くこと

しょう 障がいのある人が、その人の得意なことや、やりたいこ

とに応じて働くことは、その人のやりがいになるだけでな

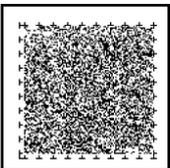
く、社会の経済を活性化させることにつながるため、とても

大切なことです。

働くことはすべての人にある基本的な人権です。働きた

いと思うすべての人が、その人の意欲やその人にあった働

く場所を保障されなくてははいけません。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

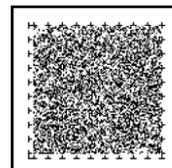
しょう ひと はたら ちから きかい ゆうこう
障がいのある人は、働くための力をつける機会を有効

かつよう
に活用しましょう。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

はたら しょう ひと ふあんかん すこ やわ
働いている障がいのある人の不安感を少しでも和らげ

るようにしましょう。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

しょう ひと はたら そうだん う じょうほう
障がいのある人が働くための相談を受けたり、情報

ていきょう おこな しょう ひと はたら
提供を行ったりしましょう。また、障がいのある人に働

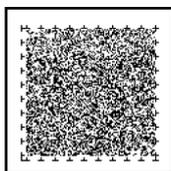
ちから つ てつだ
くための力を付ける手伝いをしましょう。

ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

はたら かん こま ふあん ひと そうだん おう
働くことに関して、困りごとや不安がある人の相談に応

ひと ひつよう じょうほう ていきょう かんけいきかん
じ、その人に必要な情報を提供します。また、関係機関と

れんけい しょくばたいけん はたら ばしょ しえん
連携し、職場体験や働く場所について支援します。



5. 住まいや生活する場所を良くすること

しょう 障がいのある人が安心して生活できる環境は、すべての

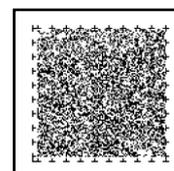
ひと 人にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。

かんが 考えれば、しょう 障がいのある人に対してはいりよ 配慮するこ

とくべつ とが特別なことではないとわかります。

わたし 私たちは、しょう 障がいのある、ないにかかわらず、すべての

ひと 人にとって暮らしやすいまちをつくっていく必要がありま
す。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

ふだん せいかつ なか ふべん かん ぼしよ だんき
普段の生活の中で不便に感じている場所や、段差などの

きけん ぼしよ し まどぐち 民生委員・児童委員などに
危険な場所があれば、市の窓口や民生委員・児童委員などに

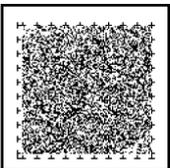
つた
伝えてください。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

ちいき なか ひ ふべん ぼしよ きけん ぼしよ
地域の中で、日ごろから不便な場所や危険な場所などに

ちゅうい き ぼしよ し まどぐち つた
注意しておき、気づいた場所があれば、市の窓口などに伝え

てください。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

じぎょうしょ りようしゃ かぞく そうだん う じぎょうしょ
事業所の利用者やその家族から相談を受けたり、事業所の

しゅうい ふべん ばしょ きけん ばしょ じょうほう し
周囲で不便な場所や危険な場所などの情報があれば、市の

まどぐち つた
窓口などに伝えてください。

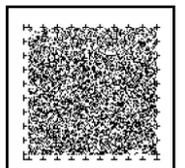
ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

しょう す ちいき く
障がいがあっても、住みなれた地域で暮らすことができ

せいかつ ばしょ つか とく しやくしょ
るように、生活する場所を使いやすくします。特に、市役所、

こうえん どうろ ひと つか ばしょ つか
公園、道路など、たくさんの人が使う場所を使いやすくしま

す。



6. 情報^{じょうほう}を伝える^{つた}こと

なに ^{こま} ^{ばあい} ^わ
何か困った場合に、どうしたらいいのかわからないことが

あります。

げんざい ^{じょうほう} ^{たいせつ}
現在はたくさんの情報があることで、かえって大切な

^{じょうほう} ^う ^と ^{むずか}
情報を受け取ることが難しくなっています。

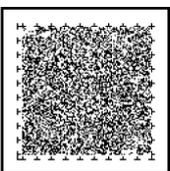
^{ひと} ^{じょうほう} ^{ひつよう} ^う ^と
その人がほしい情報を、必要なタイミングで受け取るこ

^{じょうほうていきょう} ^{しく} ^{ひつよう}
とができるような、情報提供の仕組みが必要です。

め ^{しょう} ^{ひと} ^{みみ} ^{しょう} ^{ひと} ^{ひつよう}
目に障がいがある人や、耳に障がいのある人などは必要

^{じょうほう} ^う ^と ^{むずか} ^{とく} ^{はいりよ} ^{ひつよう}
な情報を受け取ることが難しいので、特に配慮する必要が

あります。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

ひごろ せいかつ なか ふあん こま ばあい
日頃の生活の中で不安なことや困ったことがある場合、

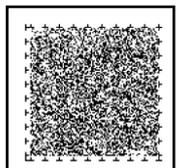
じぶん じょうほう つた
自分の情報を伝えるようにしましょう。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

ふだん せいかつ じょうほう ひつよう
普段、生活するためには、さまざまな情報が必要です。

じょうほう う と こま ひと
情報を受け取ることができずに困っている人がいたら、そ

ひと ひつよう じょうほう つた
の人に必要な情報を伝えましょう。

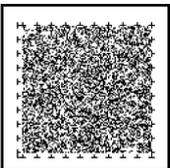


じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

しょう ひと ひつよう じょうほう とど
障がいのある人に必要な情報を届けることができるよ
う、配慮しましょう。

ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

しょう しみん
障がいのある、ないにかかわらず、すべての市民にとっ
かのう かぎ わ じょうほう つた どりよく とく
て可能な限り分かりやすく情報を伝える努力をします。特
し ていきょう じょうほう
に市が提供するサービスについての情報は、そのサービス
ひつよう ひと ひつよう つた
が必要な人に、必要とするときに伝わるようにします。



7. ^{あんぜん}安全に暮らすこと

^{さいきん}最近、^{ぜんこくかくち}全国各地で^{さいがい}災害がおきており、^{おお}多くの^{ひと}人が^{ふあん}不安に感

^{おも}じていることと思います。

^{かすがしない}春日市内には^{ふくしひなんじょ}福祉避難所（^{つうじょう}通常の^{ひなんしせつ}避難施設での^{せいかつ}生活が

^{こんなん}困難な^{ひと}人のための^{しせつ}施設）^{さいがい}がありますが、災害がおこっても

^{ひなん}避難できる^{じしん}自信がない、または^{ひなん}避難が^{しょう}できない障^{がい}がいのあ

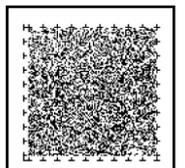
^{ひと}る人も^{すく}少なくありません。いざという^{とき}時にできるだけ^{はや}早く

^{ひなん}避難できるように^{じゅんび}あらかじめ^{たいせつ}準備しておくことも大切です。

また、^{はんざい}犯罪がおこらないように^し市や^{けいさつ}警察、^{ちいき}地域などが

^{きょうりょく}協力し、^{あんしん}だれもが^{せいかつ}安心して生活できるまちをつくっていく

^{ひつよう}必要があります。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

いざというときのために、避難場所やそこに行くまでの道

かくにん
を確認しましょう。

また、近くの人に、災害がおこったときに手助けをお願い

するなど、普段から声をかけあっておきましょう。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

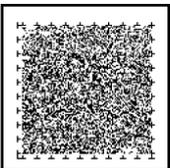
ちいき なか ふだん こえ
地域の中で普段から声をかけあって、災害に対する備えを

すす
進めましょう。地域のみなさんが参画できるような防災の

くんれん おこな
訓練などを行いましょう。

さいがい てだす ひつよう ひと あんぜん ひなん
災害がおこったとき、手助けが必要な人が安全に避難でき

るように、みなさんで協力（きょうりょく）しましょう。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

さいがい し かんけいだんたい きょうりよく しょう
災害がおこったとき、市や関係団体と協力し、障がい

ひと たす
のある人を助けましょう。

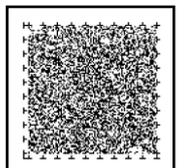
ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

し さいがい てだす ひつよう ひと めいぼ
市では、災害がおこったときに手助けが必要な人の名簿を

さくせい さいがい てだす ひつよう ひと
作成しています。災害がおこったときに手助けが必要な人が

ひなん ちいき きょうりよく ふだん
避難できるように、地域の協力のもと、普段からしっかり

たいさく
対策をします。



8. 障^{しょう}がいのある人^{ひと}の権^{けんり}利^{まも}を守^{まも}ること

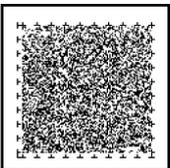
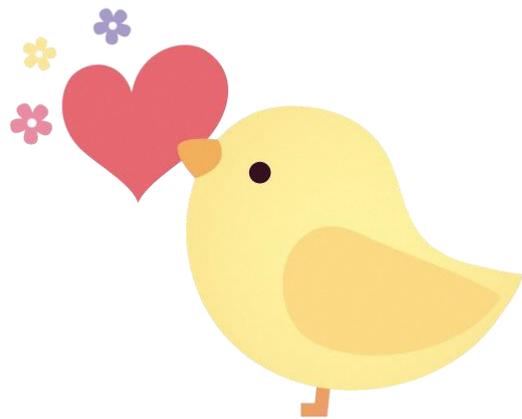
障^{しょう}がいのあることで差^さ別^{べつ}されたり、虐^{ぎゃくたい}待^{たい}されたりするこ

と^{けっ}は決^{けつ}してあ^あって^{って}は^はな^なり^りま^ませ^せん。

障^{しょう}がいのある人^{ひと}が地^ち域^{いき}で安^{あん}心^{しん}して暮^くらすた^ため^めには、権^{けんり}利^り

擁^{よう}護^ご（そ^その^の人^{ひと}が持^もつ権^{けんり}利^りを守^{まも}り、大^{たい}切^{せつ}に^にす^する^るこ^こと）にか^かか^かわ

る^る制^{せい}度^どがと^とて^ても^も大^{たい}切^{せつ}に^にな^なり^りま^ます。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

ふだん せいかつ なか さべつ ぎやくたい かん
普段の生活の中で差別や虐待をされたと感じたときは、

し まどぐち みんせいいいん じどういいん じんけんようごいいん じんけん そうだん
市の窓口や民生委員・児童委員、人権擁護委員（人権の相談

う じんけん かんが ひろ ひと そうだん
を受けたり、人権の考えを広めたりする人）などに相談し

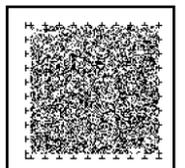
てください。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

しょう じんけん かんが ひろ ひと そうだん
障がいのある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮

らすために、日ごろから差別や虐待のない地域づくりに努

めましょう。

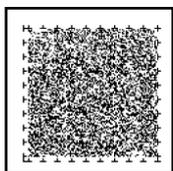


じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

しょう りゆう さべつ ぎゃくたい きんし
障がい^{しょう}を理由^{りゆう}に差別^{さべつ}や虐待^{ぎゃくたい}をすることは禁止^{きんし}されてい
ます。障がい^{しょう}のある人^{ひと}の権利^{けんり}を守る^{まも}ための相談^{そうだん}にのって
ください。特に虐待^{とく ぎゃくたい}については、すぐに市^しの窓口^{まどぐち}に伝えて
ください。

ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

さべつ ぎゃくたい かすがし じつげん
差別^{さべつ}や虐待^{ぎゃくたい}のない春日市^{かすがし}を実現^{じつげん}するために、これまで
まざまな取組^{とりくみ}を続け^{つづ}てきました。しかし、障がい^{しょう}のある人^{ひと}
への差別^{さべつ}や虐待^{ぎゃくたい}がなくなったわけではありません。これか
ら、障がい^{しょう}のある人^{ひと}への差別^{さべつ}や虐待^{ぎゃくたい}をなくし、権利^{けんり}を守
るための取組^{とりくみ}に努め^{つと}ていきます。



9. 市役所や選挙などでの配慮

市役所で手続きをするときに、どこの窓口に行けば良いの

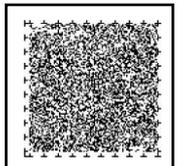
か分からなかったり、してほしいことをうまく伝えられなか

ったりする場合があります。

しかし、どのような障がいであっても、スムーズに手続き
きができなければなりません。

市役所で働く人は障がいのある人の立場にたって考え

ることが必要です。



ほんにん かぞく きたい
【本人や家族に期待すること】

こま こ きがる しやくしょ りよう
困りごとをひとりでかかえ込まずに、気軽に市役所を利用

するようにしましょう。

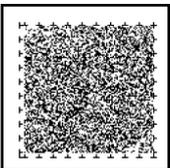
しやくしょ せんきょ どうひょうじょ じぶん りよう
もし市役所や選挙の投票所が自分にとって利用しにくか

し まどぐち つた
ったら、市の窓口にそのことを伝えてください。

ちいき きたい
【地域に期待すること】

しやくしょ せんきょ どうひょうじょ りよう そうだん
市役所や選挙の投票所が利用しにくいと相談があったら、

し まどぐち つた
市の窓口にそのことを伝えてください。



じぎょうしょ きたい
【事業所に期待すること】

じぎょうしょ りようしゃ かぞく しやくしょ せんきょ どうひょうじょ
事業所の利用者やその家族から市役所や選挙の投票所に

かいぜん てん じょうほう ばあい し まどぐち
改善すべき点があるとの情報があった場合、市の窓口こそ

つた
のことを伝えてください。

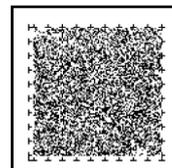
ぎょうせい と く
【行政が取り組むこと】

しょう ひと しやくしょ てつづ せんきょ
障がいのある人が市役所で手続きをするときや選挙のと

ひつよう たいおう
きなどに必要な対応をします。

しやくしょ はたら ひと しょう りかい
また、市役所で働く人はさまざまな障がいについて理解

ふか
を深めます。



だい しょう けいかく すす かた 第4章 計画の進め方

けいかく か しょう ひと たい とりくみ し
計画に書いてある障がいのある人に対する取組を、市だ

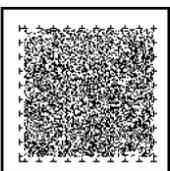
ほんにん かぞく ちいき しょう しゃだんたい ふくしじぎょうしょ
けではなく本人や家族、地域、障がい者団体、福祉事業所、

しゃかいふくしぎょうぎかい かんけい ひと きょうりよく すす
社会福祉協議会など関係する人たちと協力して進めてい

きます。

いちねん いちど けいかく すす かくにん
また、一年に一度、計画がどこまで進んでいるのか確認し、

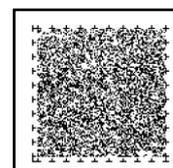
ひつよう おう けいかく みなお
必要に応じて、計画を見直します。



ようご せつめい
用語の説明

【か】

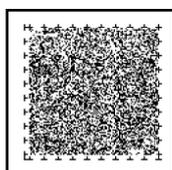
ようご 用語	せつめい 説明	ページ
きかんそうだんしえん 基幹相談支援 センター	しょう ひと かぞく 障がいのある人やその家族の ちいき みつちやく そうだん ための地域に密着した相談 まどぐち 窓口	12
ぎやくたい 虐待	りゆう むし 理由なくたたく、無視する、 てだす かって かね 手助けしない、勝手にお金を つか こころ からだ 使うなど、心や体がきずつ くこと	1, 36 37, 38
げいじゆつ 芸術	え おんがく じぶん ひょうげん 絵や音楽などで自分を表現す ること	10, 21 22, 23



けんりようご 権利擁護	ひと も けんり まも その人が持つ権利を守り、 たいせつ 大切にすること	36
----------------	--	----

【さ】

ようご 用語	せつめい 説明	ページ
さべつ 差別	とくてい ひと たい ほか ひと 特定の人に対し、他の人とは ちが あつか 違う扱いをすること	2, 9 36, 37 38
しさく 施策	けいかく じっこう うつ 計画を実行に移すこと	5
じんけん 人権	わたし しあわ く 私たちが幸せに暮らしてい けんり くための権利	8, 24
じんけんようごいいん 人権擁護委員	じんけん そうだん う じんけん 人権の相談を受けたり、人権 かなが ひろ ひと の考えを広めたりする人	37



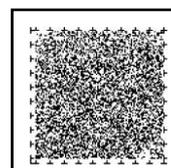
せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病	とうようびょう のうそっちゅう 糖尿病や脳卒中、がんなど	18, 20
そんげん 尊厳	ひと じんかく とうと ひと その人の人格を尊いものと認 うやま め敬うこと	8

【た】

ようご 用語	せつめい 説明	ページ
とくせい 特性	ひと せいしつ その人ごとの性質	21

【な】

ようご 用語	せつめい 説明	ページ
なんびょう 難病	びょうき げんいん 病気になった原因がわから びょうき ず、なおりにくい病気	20

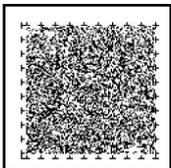


【は】

ようご 用語	せつめい 説明	ページ
ふくしひなんじよ 福祉避難所	つうじょう ひなんしせつ せいかつ 通常の避難施設での生活が こんなん ひと しせつ 困難な人のための施設	33

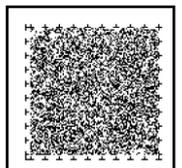
【ま】

ようご 用語	せつめい 説明	ページ
みんせいいいん じどう 民生委員・児童	せいかつ ふくし そうだん 生活や福祉などについて相談	12, 14
いいん 委員	ちいき ひと できる地域の人	28, 37



【ら】

<p>ようご 用語</p>	<p>せつめい 説明</p>	<p>ページ</p>
<p>りょういく 療育</p>	<p>しょう こ 障がいのある子どものため おこな いりょう ほいく よういく に行う医療と保育・養育</p>	<p>20</p>
<p>りょうよう 療養</p>	<p>やす びょうき からだを休めて病気をなおす こと</p>	<p>17</p>



ひょうし うらびょうし え かすがしない しょうがくせい か
表紙、裏表紙の絵は、春日市内の小学生が書きました。

きょうりよく しょうがっこう
協力いただいた小学校

かすがしりつかすがしょうがっこう
○春日市立春日小学校

かすがしりつかすがきたしょうがっこう
○春日市立春日北小学校

かすがしりつかすがにししょうがっこう
○春日市立春日西小学校

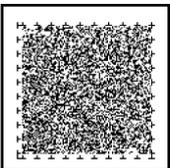
かすがしりつすぐしょうがっこう
○春日市立須玖小学校

かすがしりつかすがみなみしょうがっこう
○春日市立春日南小学校

かすがしりつおおたにしょうがっこう
○春日市立大谷小学校

かすがしりつかすがのしょうがっこう
○春日市立春日野小学校

かすがしりつしろうずしょうがっこう
○春日市立白水小学校



かすがししょう しゃ
春日市障がい者あったかプラン

だい じ かすがししょう しゃふくしちょうきこうどうけいかく
(第5次春日市障がい者福祉長期行動計画)

れいわ ねん がつ
令和2年3月

はっこう かすがし ふくししえんぶ ふくししえんか
発行 春日市 福祉支援部 福祉支援課

でんわ だいひょう
電話 092-584-1111(代表)

ファックス 092-584-1154

メールアドレス fukushi@city.kasuga.fukuoka.jp

